

質問に対する回答書

案件番号：工柳 6218

件 名：寸沢嵐ポンプ場 非常用発電設備修理工事

番号	質問事項	回答
1	<p>工事請負書契約約款について（損害賠償に係る全条項）</p> <p>発注者に対して発生する受注者の損害賠償の範囲（発注者が第三者から損害賠償請求を受ける場合も含む）は、人および財物に対する直接損害に限定され、逸失利益、営業損失、不稼動に伴う損失、その他間接損害等は免責として頂けますでしょうか。</p>	<p>当会社では、建設業法に基づき当事者間の具体的な権利義務の内容が定められた標準請負契約約款による契約としており、損害賠償請求については、原則として受注者の帰責事由がなければ請求できないものと認識しています。</p>